

休養手当補助費 交付規程

（目的）

第 1 条 新馬にとって適当な休養期間を設けることは、馬の成長と強い馬づくりには効果的であることから、定められた期間以上の休養を行った若駒に対して費用の一部を補助し、馬主の経済的負担を軽減する事を目的とする。

（助成対象）

第 2 条 一般社団法人兵庫県馬主協会の会員（ただし該当年度会費を 5 月末までに納めた者とする）が所有する本県デビュー馬で、2 歳及び 3 歳時に民間等の牧場において、3 か月以上の休養・育成を行った後、兵庫県競馬所属馬として出走した馬を対象とする。

（助成金額）

第 3 条 助成金の交付額は 1 頭 30 万円で 1 回のみとする。ただし、事業予算に達し次第終了とする。

（実施期間）

第 4 条 初出走戦出走後より 3 歳の 6 月 15 日までに、帰厩後の出走が可能な期間とする。帰厩後の出走が期日を過ぎた場合は対象としない。（令和 8 年 3 歳馬限定）

（申請手続）

- 第 5 条
1. 所定の申請用紙に休養先の領収書（3 ヶ月分複写可）を添えて本会に提出すること。
 2. 帰厩後に兵庫県競馬所属馬として出走した後、2 週間以内に申請を行うこと。
 3. 申請は馬主または管理調教師が行うこと。

（交付手続）

第 6 条 助成金は兵庫県競馬組合の賞金諸手当支払い口座へ本会名義で振込む。

（助成金の返還）

第 7 条 支給した補助金は以下の理由により返還請求することができる。

- （1）申請書及び領収書の内容に虚偽の記載が判明したとき。
- （2）理事会が不適切と判断したとき。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
2026 年 2 月 27 日一部改訂